

1 競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験

職員の採用は、原則として競争試験によることとされており（地方公務員法第17条の2第1項本文）、令和5年度の職員採用試験及び警察官採用試験の実施状況は、次のとおりです。

試験の種類	申込者数	第1次試験		第2次試験		受験倍率	採用人員	
		受験者数	合格者数	受験者数	合格者数			
大卒程度 (SPI方式)	50 (-)	47 (-)	16 (-)	15 (-)	5 (-)	9.4 (-)	5 (-)	
大卒程度	387 (410)	321 (338)	259 (240)	246 (219)	150 (164)	2.1 (2.1)	117 (128)	
大卒程度 (社会人枠)	107 (115)	76 (80)	28 (25)	27 (23)	12 (11)	6.3 (7.3)	10 (9)	
短大卒程度	10 (-)	9 (-)	7 (-)	7 (-)	2 (-)	4.5 (-)	2 (-)	
高卒程度	112 (143)	102 (130)	79 (93)	78 (91)	60 (51)	1.7 (2.5)	38 (39)	
警察官 試験	警察官A (男性)	94 (143)	73 (109)	70 (95)	56 (70)	30 (40)	2.4 (2.7)	25 (34)
	警察官A (女性)	21 (40)	11 (26)	11 (22)	10 (16)	6 (10)	1.8 (2.6)	6 (8)
	警察官A (武道指導/柔道)	4 (1)	4 (1)	2 (1)	2 (1)	1 (1)	4.0 (1.0)	1 (1)
	警察官A (武道指導/剣道)	2 (2)	2 (2)	1 (0)	1 (-)	1 (-)	2.0 (-)	1 (-)
	警察官B (男性)	167 (216)	130 (176)	114 (157)	111 (134)	44 (44)	3.0 (4.0)	27 (34)
	警察官B (女性)	72 (71)	62 (60)	52 (51)	49 (44)	15 (10)	4.1 (6.0)	10 (7)
合計	1,026 (1,141)	837 (922)	639 (684)	602 (598)	326 (331)	2.6 (2.8)	242 (260)	

(注) 1 ()内は、令和4年度の実施状況である。

2 受験倍率は、 $\frac{\text{第1次試験の受験者数}}{\text{第2次試験の合格者数}}$ である。

(2) 選 考

競争試験によることが不適當であると認められる職への採用は、選考によることができることとされており（地方公務員法第17条の2）、令和5年度に実施した採用選考の状況は、次のとおりです。

[適用根拠規定（人事委員会規則6-15第33条各号）別状況]

規 定		部 局	知 事 局	病 院 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	各 種 委 員 会	計
第1号	役付の職		3 (1)		5	1		9 (1)
第2号	警察官の階級巡査部長以上の職					17		17
第3号	人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該試験又は選考に係る職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの							
第4号	人事委員会を置く他の地方公共団体又は国に現に正式に任用されている者又はかつて正式に任用されていた者をもって補充しようとする職で、その者が現に任用されている職又はかつて任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの		3 (4)					3 (4)
第5号	かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの		1					1
第6号	試験を行っても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について順位の判定が困難であると人事委員会が認める職で別表第2に掲げるもの		12	113		3		128
第7号	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第4条又は第5条の規定により任期を定めて採用しようとする職		31	2				33
第8号	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職				4			4
第9号	職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年青森県条例第68号)第9条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職							
第10号	前各号に規定するもののほか、試験によることが不適當であると人事委員会が認める職		4 (21)		1			5 (21)
計			54 (26)	115	10	21		200 (26)

(注) 1 発令日が 5. 4. 1～ 6. 3. 31 の採用者である。

2 () 内は、無給併任職員で外数である。